

## 住宅の省エネ（熱損失防止）改修に伴う 固定資産税の減額制度について

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、一定の省エネ（熱損失防止）改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

### 対象住宅の要件

- ・平成26年4月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）

- ・令和8年3月31日までに、次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅
  - ①窓の断熱改修工事
  - ②床の断熱改修工事
  - ③天井の断熱改修工事
  - ④外壁の断熱改修工事

※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

- ・省エネ改修工事に要した費用が、補助金などを除き60万円を超えるもの

### ※断熱改修に係る工事

費が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円を超えるものを含む

- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

### 減額される範囲と税額

- ・改修工事を行った住宅（併用住宅の店舗・事務所部分を除く）の固定資産税の3分の1、長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2（ただし、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります）

### 減額される期間

- ・改修工事が終了した翌年度分のみ

### その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません（ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です）

### 申告手続き

工事了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

### 【お問い合わせ先】

税務課  
TEL：63338002



## 「高齢者の保健事業と 介護予防の一体的実施事業」が 始まります

令和2年4月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行し、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられました。

日高町においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸を目的として、令和6年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいきます。

### 【お問い合わせ先】

いきいき長寿課  
TEL：63338007

### 75歳以上の高齢者に対する取り組み内容

#### ①糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病であり、かつ腎機能が低下している方に対し、医療機関への受診勧奨や保健師等による個別の訪問指導を行い、重症化予防にむけ支援します。

#### ②健康状態不明者対策事業

医療機関や健康診査等を受けていない方に対して、保健師等が個別に電話や訪問して健康状態をお伺いし、必要に応じて医療や介護等のサービスを紹介します。

# 後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「みず色」から『うすいオレンジ色』に変わります

令和6年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証(以下、「保険証」という。)を更新いたします。新しい保険証は『うすいオレンジ色』です。7月初旬頃から順次(簡易書留・特定記録)郵便にて郵送する予定となっております。

**○今回お届けする『うすいオレンジ色』の保険証は7月1日から令和7年7月31日まで使えます。**

それが届くまでは現在お持ちの保険証「みず色」をご使用ください。「みず色」の保険証は8月1日以降使用できません。

**○マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するお知らせ**

マイナンバー法等の一部改正法(令和5年法律第48号)の施行により令和6年12月2日以降、現行の保険証が廃止となります。

令和6年12月1日までに交付された保険証につきましては、有効期限である令和7年7月31日までご使用いただけますが、12月2日以降に保険証の再交付を受ける場合や、新たに75歳になられる方については、マイナ保険証の利用登録をされている方は「資格情報のお知らせ」を、利用登録がない方や国が定める理由により申請された方は「資格確認書」を交付することとなります。詳しくは以下問い合わせ先か和歌山県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

**○現在お持ちの保険証「みず色」について**

新しい保険証『うすいオレンジ色』がお手元に届き次第、「みず色」の保険証は、以下問い合わせ先にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・

氏名などが他人に知られないよう十分ご注意ください、処分してください。

※令和6年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。

**例①**

今まで1割であった方が2割負担に変更となる場合「2割(令和6年7月31日までは1割)」と表示されます。

**例②**

今まで1割であった方が3割負担に変更となる場合「3割(令和6年7月31日までは1割)」と表示されます。

**【お問い合わせ先】**

・いきいき長寿課  
(TEL: 63・3807)

・和歌山県後期高齢者医療広域連合

(TEL) 073・428・6688

## 医療受給者証の更新手続について

◆ 老人医療費受給者証

◆ 重度心身障害児者医療費受給者証

右記の各種医療受給者証の有効期限が7月31日までとなっております。お確かめのうえ、更新手続きをお願いいたします。※7月中旬に役場から更新のご案内をお送りします。

**【お問い合わせ先】**

老人医療費受給者証について  
いきいき長寿課  
(TEL: 63・3807)

重度心身障害児者医療費受給者証について  
子育て福祉健康課  
(TEL: 63・3801)





# サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

## サマージャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。★宝くじの購入は和歌山県内で★

### 7月8日 2種類同時発売!

発売期間 7/8日~8/8日  
抽せん日 8/23日

各1枚 300円

公益財団法人和歌山県市町村振興協会